

和 監 第 2 8 号

令和 8 年 8 月 2 1 日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市監査委員 光 實 圭 一

同 内 山 恵 子

令和 7 年度内部統制評価報告書に対する意見について

令和 8 年 6 月 2 4 日付け和総務第 1 1 4 号で和光市長より依頼のあった標記の件について、次のとおり意見を付します。

1 対象

令和 7 年度和光市内部統制評価報告書

2 着眼点

和光市長が作成した内部統制評価報告書について、和光市長による評価が和光市内部統制評価手順書に沿って適切に実施されているか。

3 実施内容

令和7年度和光市内部統制評価報告書について、和光市長及び内部統制評価部局から報告を受け、必要に応じて説明を求めた上で実施した。

4 意見

令和7年度和光市内部統制評価報告書については、評価手続に係る記載は概ね相当であるが、内部統制を有効に機能させるためには、全ての職員がこの制度の理解を深め、積極的に取り組むことが重要である。そのため、職員の負担を最小限に抑えつつ、実効性の高い取り組みを行うよう、制度を定期的に見直し、職員にとって取り組みやすい形に改善していくことや、制度の周知や啓発活動も継続的に行い、市全体で制度の定着に努められたい。

なお、一部の評価手続について、以下の点に留意し、実効性の高い取り組みを推進されたい。

5 留意事項

内部統制の取組のうち、適正な事務専決による事務執行の調査において、試査の対象として抽出した15件の起案の中に、対象となる月は異なるものの、同一内容の起案が複数件含まれていることが確認された。試査の実効性を高めるため、執行額のほか、異なった内容、性質の起案を意識的に抽出し、より多くの業務領域における事務専決の適正性を検証するよう留意されたい。

6 備考

本市では、内部統制制度の導入は法的に義務付けられておらず、努力義務とされるものであるが、信頼される市であり続けるために、令和5年度に和光市内部統制実施要綱を定め、この制度を導入したところである。本意見は、和光市内部統制実施要綱第12条に基づき市から求められて付した意見となる。